

# 倉敷市耐震改修促進計画 [概要版]

平成29年8月

倉敷市

## はじめに

### 1 計画の目的等

#### (1) 計画の目的

「倉敷市耐震改修促進計画」(以下「本計画」といいます。)は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」といいます。)に基づき、平成20年3月に策定しました。また、建築物の耐震化を強力に推進していくことが不可欠であることから、既存建築物の耐震化を緊急に促進するため、平成25年11月施行で耐震改修促進法が改正され、これに伴い、本計画も平成28年3月に改定しました。さらに、「地震発生時に通行を確保すべき道路」の指定をするため、平成29年8月にも改定を行いました。

本計画は、国や県が掲げる耐震化率の目標並びに市内で想定される地震規模・被害状況及び耐震化の現状等を踏まえて、住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題として、また、地域の問題として意識し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるものです。

本市では、このような所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度等の必要な施策を講じることにより、耐震化の促進を図ることとします。

#### (2) 計画期間

平成28年度～平成32年度(5年間)

#### (3) 耐震化を図る建築物

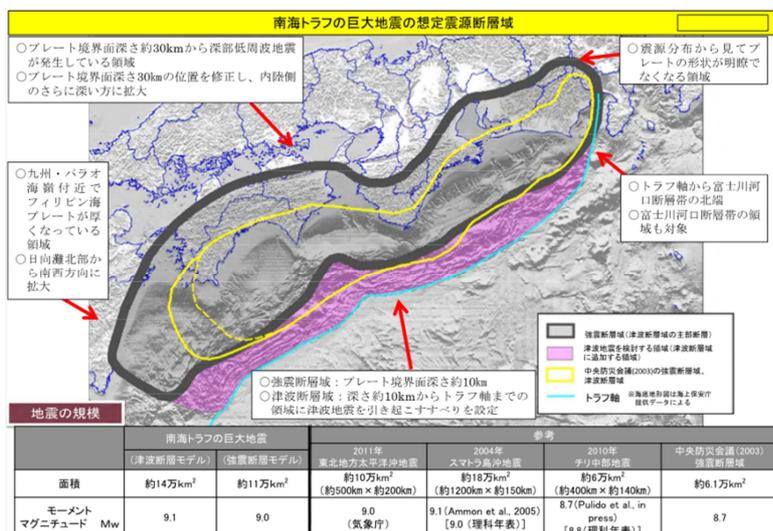
- ア 住宅(昭和56年5月31日以前に着工されたもの)
- イ 特定建築物
- ウ 防災拠点となる公共建築物
- エ 要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条第1項)
- オ 要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進法第7条)

## 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模

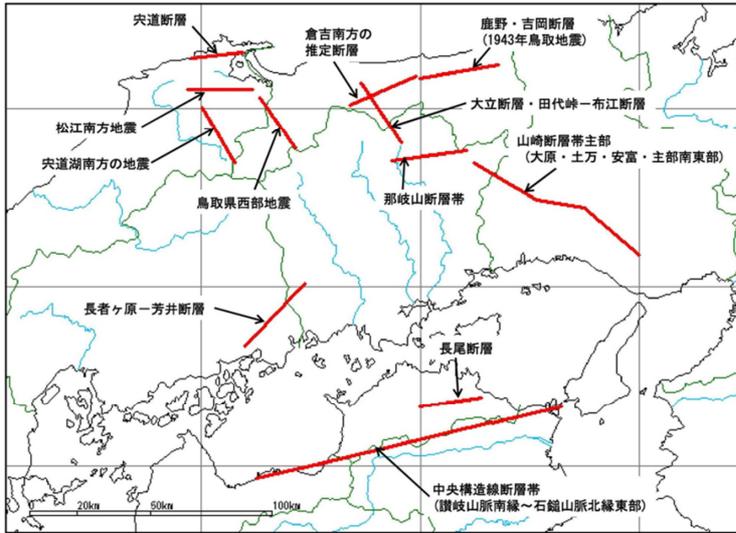
#### (1) 南海トラフ巨大地震

##### ● 想定震源断層域



震度6強	岡山市(北区を除く)、 <b>倉敷市</b> 、笠岡市
震度6弱	岡山市(北区)、玉野市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町
震度5強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町
震度5弱	新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村

● 断層の位置

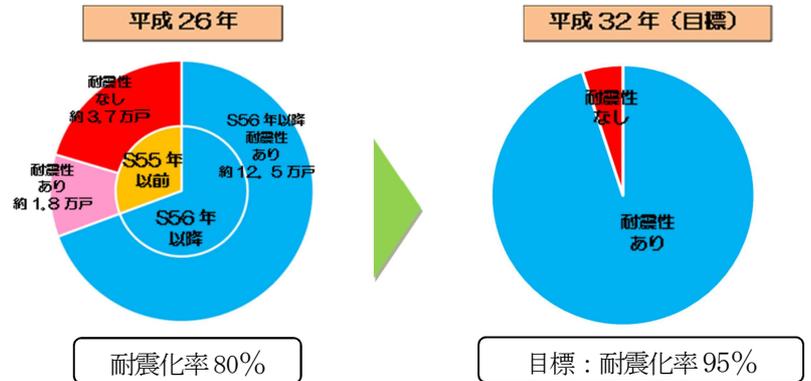


断層名	中央構造線断層帯	長者ヶ原-芳井断層
マグニチュード	8.0	7.4
発生確率	ほぼ0~0.3%	0.09%
県内最大震度	6弱	6強
震度6弱以上の市町村 (赤字は震度6強)	岡山市 <b>倉敷市</b> 笠岡市	岡山市 <b>倉敷市</b> <b>笠岡市</b> 井原市 浅口市 早島町 里庄町

2 耐震化の現状と目標

(1) 住宅の耐震化の現状と目標

区分	住宅
当初の耐震化率 (平成19年度末)	72%
現状の耐震化率 (平成26年度末)	80%
目標の耐震化率 (平成32年度末)	95%



※住宅土地統計調査を用いて、国の推計方法に準じて推計

(2) 特定建築物の耐震化の現状と目標

区分		当初の耐震化率 (平成19年度末)	現状の耐震化率 (平成26年度末)	目標の耐震化率 (平成32年度末)
多数の者が利用する建築物	区分1 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物	88%	91%	95%
	区分2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物	47%	76%	95%
	区分3 不特定多数の者が利用する建築物	70%	83%	95%
	区分4 その他の建築物	39%	82%	95%
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物		48%	73%	95%

### 3 市が所有する建築物の耐震化への取り組み

本市が所有する建築物については、上記の目標達成に向け、計画的に耐震化に取り組みます。特に区分1に該当する建築物については、上記にかかわらず、平成32年度末『耐震化率100%』を目指し、計画的に耐震化に取り組みます。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題として、また、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要です。本市では、このような所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度や耐震化を行いやすい環境整備など必要な施策を講じること、所有する公共建築物の耐震化に取り組むこととします。

### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

広く市民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について周知・徹底を図るため、本市では啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制（耐震改修促進税制等）、融資制度等の活用を図りながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

### 3 耐震改修の実施を促すための環境整備

岡山県が行っている「木造住宅耐震診断員」の養成・登録制度を活用し、専門技術者の紹介体制を整備します。また、県内建築関係団体等と連携し、一般の方にもわかりやすい各種講演会を開催し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発を図ります。

### 4 安価な耐震化工法・耐震シェルター等設置・部分耐震改修の普及

- (1) 低コスト耐震化工法の普及
- (2) 耐震シェルター・防災ベッドの設置・木造住宅部分耐震改修の普及

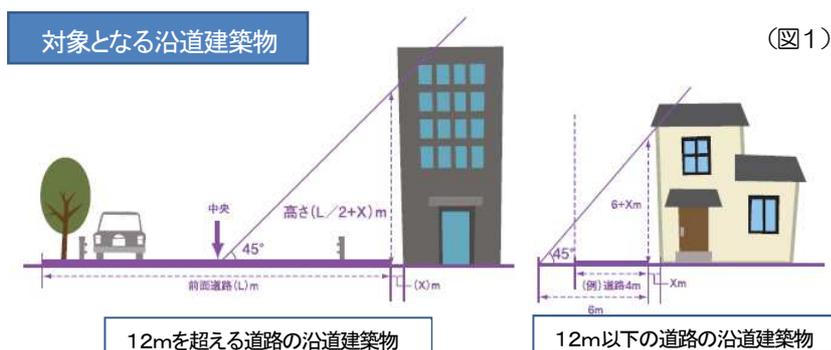
### 5 地震時の総合的な安全対策に関する事項

- (1) 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策（ブロック塀の安全対策、ガラスの破損対策等）
- (2) 地震発生後の対応（岡山県等との連携、地震発生後の体制等の整備）

### 6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難となることを防止するため、耐震改修促進法第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づき、「地震発生時に通行を確保すべき道路」を指定します。この指定により沿道建築物の耐震診断の義務等を課すことで、沿道建築物の耐震化の促進を図ります。また、指定にあたっては、県及び県内市町において重要な道路を双方で指定し、岡山県と共に耐震化の促進を図ることとします。（別紙1・2）

- (1) 沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路（法第6条第3項第1号）
  - ア 対象建築物・・・図1の斜線の掛かる建築物で耐震性が不明な建築物
  - イ 規制内容・・・耐震診断の義務及び診断結果の公表、耐震化への努力義務
  - ウ 対象建築物の耐震診断の結果の提出期限・・・平成34年3月31日
- (2) その他の道路（法第6条第3項第2号）
  - ア 対象建築物・・・図1の斜線の掛かる建築物で耐震性が不明な建築物
  - イ 規制内容・・・耐震診断の努力義務、耐震化への努力義務



## 7 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、「岡山県耐震改修促進計画」に記載する地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を「岡山県耐震改修促進計画」に定める期限までに本市に報告しなければならないこととなっています。本市では、次の建築物について、指導・助言等を適切に行い、当該建築物の耐震化を促進します。

岡山県の定める地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物（「岡山県耐震改修促進計画」より）

所在地	建築物名称	耐震診断結果の報告期限
倉敷市	岡山県備中県民局水島港湾事務所（本館）	平成33年3月31日
	岡山県備中県民局水島港湾事務所（別館）	

## 8 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害軽減のため、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅宅地盤特定治水施設等整備事業等の活用を関係機関・部署と連携してすすめます。

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上について、正しい理解と知識の普及をすすめるため、次のような取り組みや啓発事業を積極的に推進します。

- 1 防災マップ
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実
- 3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 5 町内会等の取り組みの推進
- 6 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及・啓発

## 第4章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等の実施

### 1 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

所管行政庁である本市は、次に掲げる建築物の区分に応じ、所有者に対して適切に指導等を行います。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物
- (2) 指示対象建築物（耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物）
- (3) 指導・助言対象建築物（耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）及び法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物）

### 2 建築基準法に基づく勧告又は命令の実施

耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、建築基準法に基づく勧告又は命令の実施を行います。

### 3 耐震改修促進法に基づく計画の認定等の実施

次に掲げる耐震改修促進法に基づく認定について、建築物の所有者に周知し、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めます。

- (1) 計画の認定（耐震改修促進法第17条第3項）
- (2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定（耐震改修促進法第22条第2項）
- (3) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（耐震改修促進法第25条第2項）

## 第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体等との連携（県内建築関係団体や各種協議会、NPO、町内会、自主防災組織等との連携等）
- 2 計画の進行管理
- 3 国・県等との連携

○耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく道路  
(沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路)

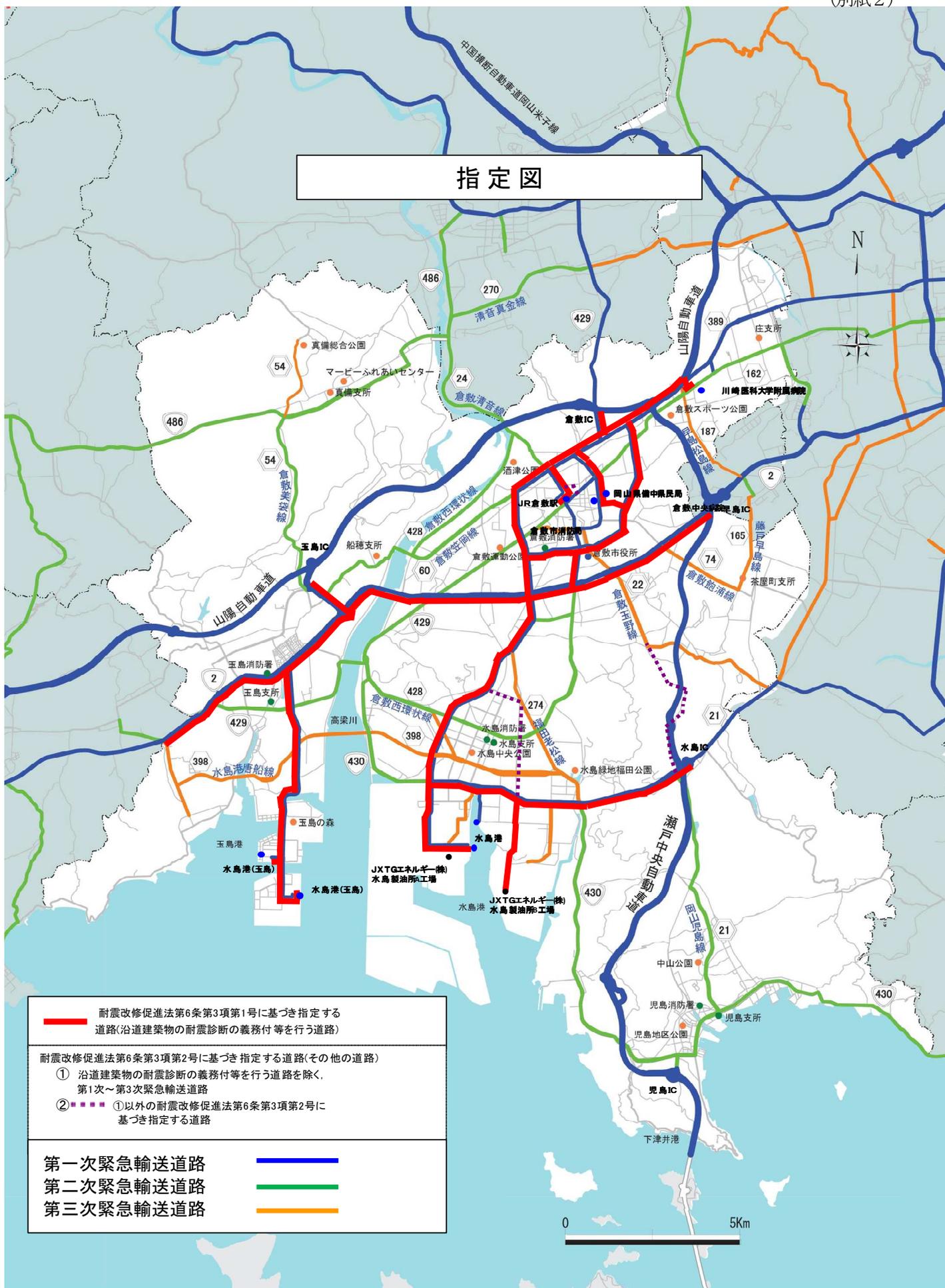
・耐震診断結果の報告期限:平成34年(2022年)3月31日

路線	区間
国道2号の一部	倉敷市内の区間
国道429号の一部	倉敷IC～平田交差点経由～市道三田五軒屋海岸通2号線交差 浜ノ茶屋交差点～大島交差点
国道430号の一部	広江1丁目交差点～開進橋交差点
県道21号岡山児島線の一部	水島インター西交差点～水島IC
県道22号倉敷玉野線の一部	大島交差点～市道旭町西田線交差
県道24号倉敷清音線の一部	市道三田五軒屋海岸通2号線交差～市道寿町17号線交差
県道54号倉敷美袋線の一部	玉島IC～国道2号交差
県道60号倉敷笠岡線の一部	市道三田五軒屋海岸通2号線交差～老松西交差点
県道62号玉野福田線の一部	水島インター西交差点～広江1丁目交差点
県道162号岡山倉敷線の一部	松島交差点～中庄駅入口交差点
県道274号藤戸連島線の一部	県道275号福田老松線交差～市道三田五軒屋海岸通4号線交差
県道275号福田老松線の一部	大高交差点～県道274号藤戸連島線交差
市道駅前古城池霞橋線の一部	倉商東交差点～笹沖交差点
市道羽島四十瀬線	市道三田五軒屋海岸通3号線交差～小町トンネル経由～市道生坂二日市線交差
市道生坂二日市線	市道羽島四十瀬線交差～市道三田五軒屋海岸通1号線交差
市道三田五軒屋海岸通1号線	市道富本町三田線交差～平田交差点
市道酒津大島1号線の一部	浜ノ茶屋北交差点～浜ノ茶屋交差点
市道三田五軒屋海岸通2号線	国道429号線交差～県道60号倉敷笠岡線交差
市道寿町17号線	県道24号倉敷清音線交差～市道寿町11号線交差
市道富本町三田線の一部	二子西交差点～市道三田五軒屋海岸通1号線交差
市道三軒地大砂線	二子西交差点～松島交差点
市道旭町西田線	県道22号倉敷玉野線交差～市道生坂二日市線交差
市道三田五軒屋海岸通3号線	老松西交差点～大高交差点
市道三田五軒屋海岸通4号線	県道274号藤戸連島線交差～川崎通1丁目交差点
市道三田五軒屋海岸通6号線	川崎通1丁目交差点～開進橋交差点
市道三田五軒屋海岸通5号線	開進橋交差点～水島港臨港道路(水島地区)交差
市道北畝南畝線の一部	中畝7丁目交差点～市道五軒屋王島線交差
市道五軒屋王島線	市道北畝南畝線交差～潮通3丁目(JXTG水島製油所)
市道堀貫線の一部	国道2号交差～坂田町交差点
水島港臨港道路(水島地区) (西幹線港湾道路)	市道三田五軒屋海岸通5号線交差～水島港(水島地区)
水島港臨港道路(玉島地区) (位置指定道路H17-67の一部,H19-15)	坂田町交差点～水島港(玉島地区東側)
水島港臨港道路(玉島地区)	玉島ハーバーブリッジ北の交差点～水島港(玉島地区西側)

○耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく道路  
(その他の道路[沿道建築物の耐震診断の努力等を行う道路])

路線	区間
第1次～第3次緊急輸送道路(ただし、耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく道路(沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路)を除く。)	
県道24号線倉敷清音線の一部	市道寿町17号線～昭和町交差点
市道船倉曾原線の一部	粒江小東交差点～市道粒江福江線交差
市道粒江福江線の一部	市道船倉曾原線交差～水島インター西交差点
市道曾原97号線	市道粒江福江線交差～水島インター西交差点
市道連島呼松線	大江交差点～市道北畝南畝線交差
市道北畝南畝線の一部	市道連島呼松線交差～中畝7丁目交差点

# 指定図



	耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づき指定する道路(沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路)
耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づき指定する道路(その他の道路)	
①	沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路を除く、第1次～第3次緊急輸送道路
② 	①以外の耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づき指定する道路
第一次緊急輸送道路	
第二次緊急輸送道路	
第三次緊急輸送道路	